

東北地方太平洋沖地震による対応について

■ 特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

(JASPAニュース4月号20ページ参照)

1. 行政上の権利利益の満了日の延長(各府省の告示により指定)

「自動車検査証の有効期間の延長」

・対象となる自動車の使用の本拠の位置

青森県、岩手県、宮城県、福島県、関東運輸局管内(山梨県を含む)、沼津

◇自動車検査証の有効期間の満了日 平成23年3月11日(金)～4月10日(日)までのもの

→ 平成23年4月11日(月)に伸長

追加公示

「自動車検査証有効期間延長」について、東北の一部及び北陸信越の一部の各運輸局管内に使用の本拠の位置を有する自動車に対して追加公示がなされました。

なお、延伸期間は対象地域の復旧状態に応じ有効期間が再伸長されることがあります。

・対象となる自動車の使用の本拠の位置 秋田県、山形県、新潟県

◇自動車検査証の有効期間の満了日 平成23年3月16日(水)～4月15日(金)までのもの

→ 平成23年4月16日(土)に伸長

2. 期限内に履行されなかった行政上の義務の履行の免責

災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても一定期限までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問わない。

平成23年6月30日(木)

「登録及び検査証の記載事項変更に関する期限(15日以内)」

■ 保安基準適合証等並びに限定自動車検査証の有効期間の伸長について

1. 山梨運輸支局管内の指定自動車整備事業者が交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が平成23年3月11日から4月10日までのものは、平成23年4月11日をもって満了するものとする。

2. 山梨運輸支局管内当支局管内に使用の本拠を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の満了する日が平成23年3月11日から3月25日までのものは、平成23年4月11日をもって満了するものとする。

なお、有効期間の伸長をせず、通常の取扱いをして差し支えありません。

■ 電気自動車・ハイブリッド自動車等の取り扱いについて

東北地方太平洋沖大震災やそれに伴う大津波により広範囲にわたり甚大な被害が生じており、多数の使用済自動車が発生することが考えられます。

これらの使用済自動車のうち、電気自動車・ハイブリッド自動車等の高電圧の蓄電池を搭載した車両の取り扱いにおいては、従来の車両と異なり、車両損傷による蓄電池の漏電に伴う感電、漏れ出した電解液と空気との反応による有毒ガスの発生等の危険性について注意する必要があります。

つきましては、当該車両の被災地からの収集運搬、解体作業に際しては、作業者の方々への安全性確保の観点から、絶縁防具や保護具（マスク、保護メガネ、ゴム手袋等）を着用し、高電圧配線を遮断した上で作業を行うことを徹底していただくよう、関連事業者及び市町村等に対しても周知をお願いします。

また、解体作業に際しては、自動車製造業者等において車両ごとに設けられているレスキューマニュアル等を参照する他、自動車製造業者等への確認を行うなど、十分に安全を確保した上で作業されますよう願います。

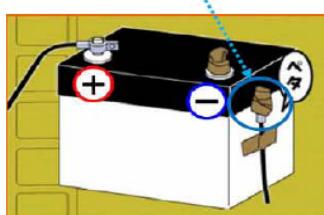
■ 津波により海水に浸った車両のユーザーの方への注意事項について

～車両火災などのトラブルが発生するおそれ～

津波により海水に浸った車両のユーザーの方へ

津波により海水に浸った車両は、外観上問題がなさそうな状態でも、海水の塩分が原因となって、**電気系統のショート等により、車両火災が発生するおそれ**がありますので、以下のように対処して下さい。

1. 自分でエンジンをかけない。
2. 使用したい場合には、お買い求めの販売店もしくは、最寄りの整備工場にご相談下さい。
特に、ハイブリッド車(HV)や電気自動車(EV)は、高電圧のバッテリーを搭載しているので、むやみに触らないで下さい。
3. なお、使用するまでの間、発火するおそれがありますのでバッテリーのマイナス側のターミナルを外して下さい。



※外したターミナルがバッテリーと接触しないような措置(テープなどで覆う)をして下さい。

(注)JAF【(社)日本自動車連盟】及び JAMA【一般社団法人日本自動車工業会】のHPにおいて、同様の注意喚起がされておりますので、ご参照下さい。

・JAFのHP : http://www.jaf.or.jp/profile/news/file/2010_45.htm

・JAMAのHP : <http://www.anzen-unten.com/home/trouble/tr03.html>

平成23年度「春の全国交通安全運動」 「春の連休時における交通安全運動」について ～横断幕を設置します～

平成23年5月11日（水）から20日（金）までの10日間「春の全国交通安全運動」が実施されます。また、運動期間中の5月20日（金）は国民運動「交通事故死ゼロを目指す日」として本運動と連動した取り組みを実施します。

春の全国交通安全運動では「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本として位置づけているとともに、県下の交通事故情勢を踏まえて4点の重点を定めました。

また、春の連休時には県内でも多数の行楽客の往来により、道路が混雑し、交通事故の増加も懸念されることから、交通混雑の緩和と交通事故防止の徹底を図るために、4月29日（金）から5月5日（木）までの7日間、「春の連休時における交通安全運動」を実施します。

つきましては、各事業所におかれましても交通事故防止の徹底を図られますようご協力をお願いいたします。

当会においても「春の全国交通安全運動」「春の連休時における交通安全運動」に協力し4月25日（月）から5月24日（火）までの間、山梨県下約47ヶ所に横断幕を設置予定です。

設置場所については、現在管轄支所・市役所等に申請しています。『交通安全』にご協力をお願い致します。

運動のスローガン

心地よい 交通マナーが 照らす未来（あす）

平成23年 春の全国交通安全運動山梨県実施要領抜粋

運動の基本・重点

春の全国交通安全運動では、新入学児童等に対する交通ルールの理解と交通マナーの習慣付けが重要課題となるとともに、交通事故死者数全体の約半数を高齢者が占め、飲酒事故が増加している本県の交通事故情勢に適確に対処するため、次のとおり、運動の基本と重点を定める。

1. 運転の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

2. 運転の重点

- (1) 飲酒運転の根絶
- (2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 自転車の安全利用の推進
- (4) 二輪車の交通事故防止

重点目標

1. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
2. 運転中の携帯電話の使用禁止の徹底
3. 県外車両（者）の交通事故防止
4. 二輪車の交通事故防止
5. 飲酒運転の根絶

振興会横断幕



確かめよう 点検整備と 車間距離

山梨県警察本部 山梨県交響安全協会 (社) 山梨県自動車整備振興会

【設置箇所一覧】

掲示期間：4月25日（月）～5月24日（火）

支部名	設置箇所	支部名	設置箇所
甲府東	山梨学院大学	市川	中央市田富
	国母清水新居		昭和町押越
甲府西	甲府市富竹第二	南巨摩北	身延町下山公民館前
	甲府市富竹		鰍沢町役場入口
甲府南	山県神社北	南巨摩南	南部町越渡
	竜王駅入口	東八	御坂町夏目原
	竜王町篠原		石和南小学校前（上り）
甲府南	甲府南高等学校前		石和南小学校前（下り）
	甲府市国母	日下部	八代町役場前
	甲府市上阿原		三富村下釜口
	甲府市向町		山梨市落合山梨小学校前
甲府北	甲府市緑ヶ丘	塩山	勝沼町東雲
	甲府市北新		勝沼町勝沼
	甲府市武田	岳麓	鳴沢村鳴沢
	甲府市美咲		富士吉田市新屋
峠北	武川村牧ノ原	大月	山中湖村山中湖
韋崎	韋崎市船山越		富士河口湖町小立
南アルプス南	南アルプス市清水	都留	大月市初狩
	南アルプス市十日市場 角力場		大月市真木入口
	南アルプス市十五所	上野原	都留市東桂
南アルプス北	南アルプス市野牛島		都留市小沼
	桃源郷マラソン橋	上野原	上野原町鶴川入口
	上今諏訪連絡橋		上野原町四方津公民館前
	甲西バイパス 在家塚		

※申請の都合により、設置箇所が変更される場合があります。

設置期間中横断幕の破れやヒモ等が外れているのを見かけましたら、振興会までご連絡下さい。

平成23年度「マイカーポイント検査キャンペーン」の実施について

昨年度に引き続き『マイカーポイント検査キャンペーン』(自動車点検整備促進全国キャンペーン)を9月～10月の2か月間を強化月間(PR等の活動は年間を通して実施します。)として実施致しますので、本キャンペーンの実施促進方よろしくお願ひ致します。

(JASPAニュース4月号26ページ参照)

また、本キャンペーンのより一層の普及を図る目的で、キャンペーン・ツールの販売価格は一部値下げ及び期間限定価格を設定しましたので、会員工場においてもご利用下さい。



キャンペーン・ツール注文受付用のツールカタログは、振興会ホームページに掲載、窓口にも用意します。JASPAニュース4月号26ページにも掲載されておりますのでご覧下さい。

■ キャンペーンの一環として、「グッドオアシスキャンペーン」も展開されます。

JAFの機関誌「JAFメイト」を活用し、定期点検ステッカーを題材に年間を通じた懸賞付き定期点検推進キャンペーンを実施しています。

来社されたお客様にもお勧めし、1年定期点検整備の推進を図りましょう。

主催：(株) JAFMATE社 / 協賛：(社)日本自動車整備振興会連合会

グッドオアシスキャンペーン

2010年5月1日～2011年4月30日のキャンペーン実施期間中に1年点検を受けた方を対象に、抽選で毎月2名様に「デジタル一眼レフカメラ」、100名様に車のトラブル対処法等がわかる「マイカーハンドブック」をプレゼント！

抽選で毎月2名様
デジタル一眼レフカメラ
ニコンD5000レンズキット

抽選で毎月100名様
マイカーハンドブック

※写真はイメージです

点検整備は車のトラブルを未然に防ぐだけでなく、燃費を向上させたり、排気ガスの排出量を削減したり、サイフにも地元にも良いことばかりです。安全のために、エコロジーのために、点検整備は欠かさず実施しましょう。

日整連HPより

子ども110のお店PRについて

安全・安心なまちづくりに貢献する事業活動の一環として、犯罪や不審者によるさまざまな危険等から、大切なお子様を守る緊急避難連絡所として、「子ども110番のお店」を開設しております。

今回は、下記の小学校児童を対象に学区内地域に該当する会員の皆様のご協力により「子ども110番のお店」周知啓蒙活動を実施しました。

概要については下記のとおりです。

甲州市立塩山南小学校

平成23年3月17日(木) 7:50~8:20

【正門前にて登校児童に呼び掛け】

- ◇ 「てんけんくん」「せいびちゃん」による「子ども110番のお店」呼び掛け
- ◇ 「子ども110番のお店」チラシ配布
- ◇ 「子ども110番のお店」校内掲示用ポスター、保護者宛チラシ
「子ども110番クリアケース」引渡



当日ご協力頂いた塩山支部の皆様、ありがとうございました。

平成22年度「国産自動車点検・整備料金実態調査結果」について

点検・整備料金実態調査にご協力をいただきありがとうございました。このたび調査結果がまとまり本調査結果は、JASPAニュース4月号10ページに車種区分毎の全国集計が掲載されるとともに、日整連ホームページに掲載（5月中旬頃）される予定となっておりますのでご参照下さい。

騒音計検定のお知らせ（指定工場の皆様へ）

標記検定が下記により実施されます。

指定整備工場においては、騒音計有効期間（前回検定から5年間）の確認を行い、該当する場合は必ず検定を受けられますようお知らせいたします。

検定の有効期限を越えてしましますと、指定整備が行えませんのでご注意下さい。

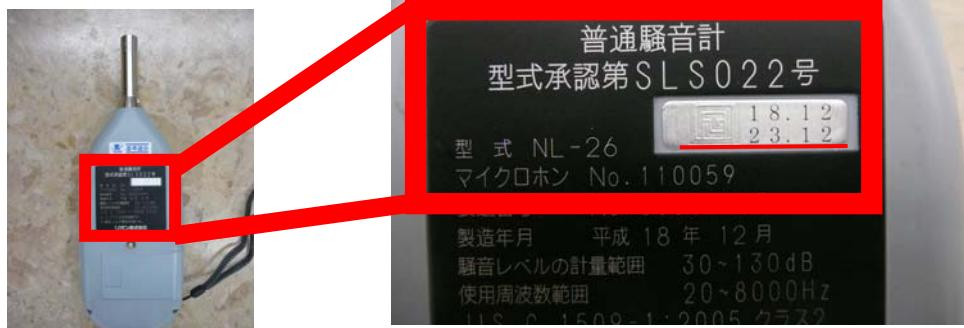
◇日 時 平成23年5月26日（木）10：00～15：00
(受付 10：00～14：00)

◇場 所 (社)山梨県自動車整備振興会 実習場

◇実施者 (財)日本品質保証機構 計量計測センター
TEL 03-3416-5562

◇検定料 18,300円

騒音計の裏側



各種講習・教習・試験の実施状況について

各種講習・教習・試験の実施状況は、次のとおりです。

■第116期技術講習所

平成22年10月12日（火）開講

平成23年 3月 7日（月）修了

	受講者	修了者
2級ガソリン	11名	11名
3級ガソリン	17名	17名
合計	28名	28名

■第2回自動車検査員教習試問

平成23年2月8日（火）実施

申請者数	受験者数	合格者数	合格率（%）
32名	32名	28名	87.5%

■第2回自動車整備士技能登録試験

平成23年3月20日（日）

種目	一級小型(筆記)	二級ガソリン	二級ジーゼル	三級シャシ	三級ガソリン	合計
受験者	7名	57名	23名	1名	24名	112名

平成23年度第1回自動車検査員教習が実施されます

自動車検査員資格を取得するための教習が、下記により実施されますのでお知らせします。

◇受付期間 **平成23年5月9日（月）～5月13日（金）**

◇教習日程 平成23年6月下旬～7月初旬（4日間）予定 9:00～17:00

◇試問日 平成23年7月5日（火）

◇教習受講資格

「指定自動車整備事業業務取扱要領」第11条に定める者（教習開始日の前日において、整備主任者として1年以上の実務経験を有する者）であって、次の各号の一に該当する者。

- (1) 指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者
- (2) 指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者
- (3) 上記(1)及び(2)に勤務を予定している者。

なお、直近の整備主任者法令研修(平成22年10月に実施済)を受講していること。

◇教習会場 (社)山梨県自動車整備振興会

◇申請書類 ①申請書2枚（振興会指導・教育窓口に用意してあります。）

振興会ホームページ(<http://www.ams.or.jp>)の「会員ページ」からもダウンロードできます。

②写真 2枚 (4cm×3cm) 申請書に貼付

③はがき3枚（申請書の氏名・郵便番号・住所を記入）

④自動車整備技能者手帳（法令研修の受講を確認します）

◇資料代 19,000円

※資料代は関係法令の改正等により追加・変更する場合があります。

※平成21年度第2回、平成22年度第1回・2回の教習を受講された方で、今回試問のみを受験される方も必ず申請して下さい。

※詳細については、別途お知らせします。

自動車検査員教習特別講習会を実施します

自動車検査員教習試問合格に向けた特別講習会を開催致します。

試問合格率アップを目的とした勉強会となりますので、自動車検査員教習の申請者は受講することをお勧めします。

◇受付期間 **平成23年5月9日（月）～5月13日（金）**

◇講習日 平成23年7月初旬（3日間）予定 9:00～17:00
(詳細については、別途お知らせします)

◇講習会場 (社)山梨県自動車整備振興会

◇申請書類 自動車検査員特別講習受講申込書1部

振興会指導・教育窓口に用意してあります。

(検査員教習受講申請時に受講料を添えて併せてお申し込み下さい。)

◇受講料 9,000円

笛吹市消防本部による普通救命講習会を実施します

～もしもの時に、知っておきたい「応急手当」～

もしも、あなたの身近な人が、あなたの目の前で急に倒れ、呼吸が停止してしまったらどうします？

もしも、あなたが戸外で倒れている人を発見し、呼吸が止まっていた状態だったらどうします？救急車を呼んで、そのままなにもせず到着するまで待っていますか？

「命が助かる」、「命が助からない」は、その時の適切な判断と行動で左右されてしまいます。万が一の時、適切に行動できるよう、この講習会で「救命救急」を体得いたしましょう。

笛吹市消防本部の協力により、救命救急の実習を主体に行う予定です。

講習料は無料です。

◇講習受付期間　　**平成23年4月11日（月）～5月13日（金）**

◇講習日　　平成23年5月23日（月） 9：00～12：00

会場集合8：55までにご着席下さい。

◇講習会場　　(社)山梨県自動車整備振興会 大講堂

◇募集定員　　40～50名

◇講師　　笛吹市消防本部 担当者

消防署指定の申請書に記入し、提出して頂きます。

申込書は、教育課窓口にあります。

また、振興会ホームページ(<http://www.ams.or.jp>) の「会員ページ」からもダウンロードできます。

◇受講料　　無料

講習終了後、笛吹市消防本部より「普通救命講習修了証」が交付されます。

※注意※ 本講習は、国家資格である「救急救命士」取得のための講習ではありません。

応急手当に関する、技能を修得するための講習です。

概ね3～4年を経過したら「新たな技能習得のため再講習を受けることが望ましい」とされています。

低圧電気取扱特別講習会を実施します (ハイブリッド車及び電気自動車に限る)

労働安全衛生法第6章 労働者の就業に当たっての措置
安全衛生教育 第59条の趣旨に基づき標記講習を行います。

事業主の皆様へ(低圧電気取扱いに関して)

整備士に50V以上の電圧が掛かる充電回路を整備させるには労働安全衛生法第59条により特別教育を受けさせることが法令で義務付けられています。

プリウスは最大650V、インサイトは最大約100V、i-MiEVは最大約300V、フーガ・リーフは最大約400Vの電圧です。

事業者の義務として法令順守で整備士に安全特別教育を積極的に受講させましょう。

- ◇講習受付期間 平成23年4月11日(月)～5月13日(金)
◇講習日 平成23年5月23日(月) 13:00～19:00
◇講習会場 (社)山梨県自動車整備振興会 大講堂及び実習場
◇募集定員 40名
◇担当講師 技術講習所講師 ディーラートレーナー
◇申し込み 申込書は、教育課窓口にあります。
また、振興会ホームページ(<http://www.ams.or.jp>)の「会員ページ」からもダウンロードできます。
◇受講料 6,300円(テキスト共)
(受講生の都合による未受講の場合、受講料の返却は致しません)
◇持ち物 筆記用具、電卓

◇学科・実習内容(講習内容をご確認の上、お申込み下さい)

1. 電気の基礎、電気回路の点検 学科
2. 電気の安全に必要な基礎知識 学科
3. 関係法令と低圧電気取扱い 学科
4. ハイブリッド車作業上の心得と注意 学科
5. ハイブリッド車の整備 実習
6. 試問(70%以上合格)・解説・修了証授与

ご注意

- ・受講希望の方は、同日午前に行なわれる消防署「普通救命講習」を受講して下さい。
- ・既に、消防署「普通救命講習」または、「上級救命講習」を受講済みの方は、申込み時に消防署「普通救命講習」修了証のコピーを提出して下さい。
- ・講習修了証書を授与し、受講証明もしますので整備士手帳もお持ち下さい。

ハイブリッド車整備講習会のお知らせ

ハイブリッド車の車検整備における一部定期交換部品として、「ブレーキフルード」、「インバータ冷却水」等がありますが、E C B搭載のプリウスは通常のペダリング方法だけでは、フルード交換が出来ません。

また、インバーターの冷却水交換においては、冷却水通路のエア抜きが必要となります。

「整備時の注意点」、「整備モード」、「ブレーキ禁止モード」、「E C B搭載ブレーキのフルード交換」、「インバーター冷却水の交換」等、これら車検整備時に必要な事柄を実習にて行います。

◇受付期間

平成23年5月9月（月）～6月3日（金）

◇講習日時

平成23年6月10日（金）9：00～17：00

◇講習会場

(社)山梨県自動車整備振興会 学科教室及び実習場

◇担当講師

技術講習所講師 ディーラートレーナー

◇講習内容

ハイブリッド車の整備における注意点

(30系) 整備モード、ブレーキ禁止モードへの移行方法

(20系) E C B搭載ブレーキフルード交換実習(スキャンツール使用及び未使用)

(10系) インバーター冷却水の交換実習

◇持ち物

筆記用具

◇受講料

5,000円(資料代含む)

(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。)

◇定員

30名(定員になり次第締切とさせて頂きます)

◇申し込み

申込書は、教育課窓口にあります。

また、振興会ホームページ(<http://www.ams.or.jp>)の「会員ページ」からもダウンロードできます。

必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

圧縮天然ガス(CNG)自動車講習会を開催します

標記講習会を下記により開催します。

C N G自動車の燃料装置の点検整備を行うためには、「C N G自動車構造等取扱基準」に基づき運輸支局の行なうC N G自動車に関する講習を修了した方を、点検整備責任者に選任する必要があります。

既にC N G講習を修了されている方は受講する必要はありません。

◇受付期間

平成23年5月2日（月）～6月10日（金）

◇講習日

平成23年6月23日（木）9：30～17：00

◇対象者

(1) 整備主任者 (2) 自動車検査員

(3) 整備管理者又は整備管理者に準ずる者

◇申し込み

申込書は、振興会指導・教育窓口に用意してあります。

また、振興会ホームページ(<http://www.ams.or.jp>)の「会員ページ」からもダウンロードできます。

◇受講料

8,000円(テキスト代含む)

必要事項を記入の上、受講料を添えて指導・教育部門までお申し込み下さい。

平成23年度自動車整備技術者認定資格教習を実施します

(社)日本自動車整備振興会連合会では、自動車整備士の評価、社会的地位向上を目指した「自動車整備技術者認定資格制度」を行っております。

2級自動車整備士を対象とした「整備技術スーパーアドバイザー」、1級自動車整備士を対象とした「整備技術コンサルタント」の認定資格のための教習を開催します。

教習を受講希望される方は、受講申込書に必要事項を記入し6月10日(金)までにFAX又は教育課窓口までお申込み下さい。

◇受講申込み期間

平成23年5月9日(月)～6月10日(金)

◇資格取得要件

(1)整備技術スーパーアドバイザー

- ①2級自動車整備士
- (2級自動車シャシ整備士を除く)
- ②山梨県自動車整備振興会会員
　　の事業場に勤務されている方
- ③実務経験3年以上の方
- ④運転免許証が有効な方

(取消し、停止中は不可)

(2)整備技術コンサルタント

- ①1級自動車整備士
- ②山梨県自動車整備振興会会員
　　の事業場に勤務されている方
- ③実務経験3年以上の方
- ④運転免許証が有効な方

(取消し、停止中は不可)

◇教習会場、日程等

(1)教習会場 (社)山梨県自動車整備振興会

(2)教習日程

①スーパーアドバイザー

本教習(計3.5日開催)

(認定資格本教習)

6月17日(金) 9:00～16:00

6月24日(金) 9:00～16:00

7月 1日(金) 9:00～16:00

(認定資格教習)

7月 8日(金) 9:00～11:50

②スーパーアドバイザー及びコンサルタント

認定資格教習(計1.5日開催)

(自動車整備業のビジョンと倫理綱領)

7月 8日(金) 13:00～16:00

(自動車新技術)

7月13日(水) 9:00～16:00

(注) 自動車新技術については、平成22年度整備主任者技術研修を受講済みの方は免除となります。

◇申し込み

申込書は教育課窓口にあります。

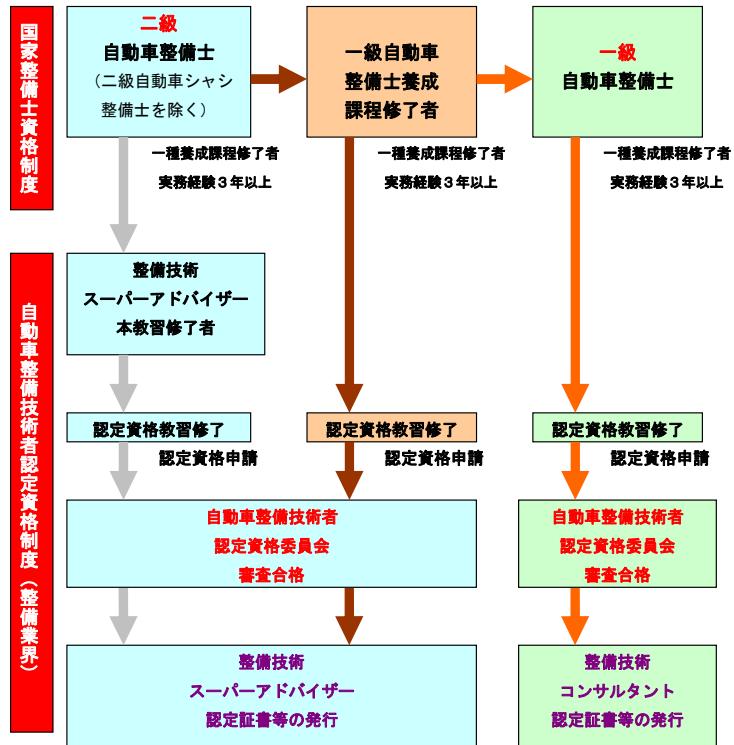
また、振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の「会員ページ」からもダウンロードできます。

◇申込み費用 (受講者の都合による未受講の場合、教習費用の返却はいたしません)

	スーパー・アドバイザー	
	新技術免除無し	新技術免除有り
本教習料金	11,000	11,000
認定資格教習料金	8,500	2,000
認定ツール代	26,250	26,250
申請手数料	5,250	5,250
費用合計	51,000	44,500

	コンサルタント	
	新技術免除無し	新技術免除有り
本教習料金	不要	不要
認定資格教習料金	8,500	2,000
認定ツール代	26,250	26,250
申請手数料	5,250	5,250
費用合計	40,000	33,500

自動車整備技術者認定資格制度の流れ



(注意)

◎新技術免除については、整備主任者研修を受講されている方が対象です。

検査員研修受講のみでは対象となりませんのでご注意下さい。

◎上記価格は、税込み、テキスト代等を含みます。

認定ツールとは、認定証額縁付、認定バッジ、認定看板額縁付（IDステッカー1枚付）となります。